

規制区域指定時に工事中の工事 の届出について

～盛土規制法に関する申請者向け説明会 第3部資料～

規制区域指定時に工事中の工事の届出について

- 宮城県では、令和7年5月23日に盛土規制法による規制区域の指定を行います。
- 規制区域指定時にすでに工事中の工事については届出が必要となります。
- 届出対象や届出方法については宮城県のホームページ「区域指定日の前日(令和7年5月22日)までに工事に着手された方は届出が必要です。」にまとめています。

[区域指定日の前日\(令和7年5月22日\)までに工事に着手された方は届出が必要です。 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](https://pref.miyagi.jp)

宮城県 Miyagi Prefectural Government

Foreign Language 閲覧支援メニュー 災害・気象情報 休日救急当番医

トップに戻る 目的 分類 組織 事業者 Google 検索 検索の仕方

トップページ > まちづくり・地域振興 > 都市・まちづくり > 建築許可 > 区域指定日の前日(令和7年5月22日)までに工事に着手された方は届出が必要です。

LINEで見る シェアする ポスト 印刷用ページを表示する 掲載日: 2025年4月24日

区域指定日の前日(令和7年5月22日)までに工事に着手された方は届出が必要です。

区域指定日の前日(令和7年5月22日)までに工事に着手された方は、令和7年5月23日から令和7年6月13日までの間に届出が必要です。

区域指定時に工事中（工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土地の形質変更又は土石の堆積が行われていることが必要）の盛土等行為について、工事主は、指定のあった日(令和7年5月23日)から21日以内（令和7年6月13日まで）に届出が必要となります。

届出は、宮城県庁建築宅地課をお願いします（各土木事務所での受付は行いません。）。

届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を課せられることがあります。

PDF 盛土規制法運用開始前後の許可、届出の取扱いについて（PDF：447KB）

届出対象などの確認のほか、実際の届出もこちらのホームページからオンラインでお願いいたします。

「規制区域指定時に工事中の工事の届出」の概要について

事項	内容
届出時期	令和7年5月23日～令和7年6月13日
届出方法	宮城県のホームページからオンラインで届出 (本庁建築宅地課)(現在準備中)
届出対象工事	本資料4ページ又はホームページをご確認ください。)
届出書類	・届出書(様式はホームページからダウンロードが可能です。) ・添付書類(一定の規模を超える場合のみ)(添付書類の内容は、 本資料5ページ又はホームページをご確認ください。)

届出対象工事について(規制区域指定時に工事中のもの)

(土地の形質変更(「宅地造成」「特定盛土等」))

	工事の内容(盛土等の規模)	添付書類要
「宅地造成」「特定盛土等」(土地の形質変更)	① 盛土で高さ1mを超える崖を生ずるもの(擁壁設置工事を行ったものも含む。)	高さ2m超
	② 切土で高さ2mを超える崖を生ずるもの	高さ5m超
	③ 盛土、切土で高さ2mを超える崖を生ずるもの	高さ5m超
	④ 高さ2mを超えるもの	高さ5m超
	⑤ 厚さ30cmを超える盛土又は切土をする土地の面積(合計)が500㎡を超えるもの	3000㎡超

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、高岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

※添付書類の要否は対象規模によって異なります。

(「土石の堆積」)

	工事の内容(盛土等の規模)	添付書類要
一時的な「土石の堆積」	⑥ 高さが2mを超えて、かつ、土石の堆積を行う土地の面積(合計)が300㎡を超えるもの	高さ5m超 かつ 1500㎡超
	⑦ 厚さ30cmを超えて土石の堆積を行う土地の面積(合計)が500㎡を超えるもの	3000㎡超

・④は斜面における盛土を想定したもので、盛土の下端から盛土の一番高いところまでの高さで判断します。そのため、厚さが10cm程度の盛土でも対象となる場合があります。

・⑤は厚さ30cmを超える盛土・切土をする部分の面積の合計です。

添付書類について

図面等の種類	明示すべき事項		備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物		
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線		等高線は、2メートルの標高差を示すものとする
土地の平面図	盛土・切土	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
	一時的な土石の堆積	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
写真	盛土・切土	盛土または切土をしている土地及びその付近の状況がわかるもの	
	一時的な土石の堆積	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況がわかるもの	

規制区域指定時に工事中の工事の届出が不要な工事

政 令	○ 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ○ 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ○ 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ○ 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
省 令	● 土地改良法：土地改良事業(農業用排水施設の新設等)等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等 ● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ2 m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事 ● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

なお、盛土規制法においては、道路、公園、河川等の公共施設用地（※）については、届出・許可を含め、法の適用除外となる。

※道路、公園、河川のほか、以下の施設が公共施設に該当する。

- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等